

令和2年6月2日
生食発0602第1号
2消安第805号
2食産第803号-1

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)
農林水産省消費・安全局長
(公印省略)
食料産業局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部
改正について

我が国からマカオ向けに輸出する牛肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙M0-A1「マカオ向け輸出牛肉の取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づき取り扱われているところです。

今般、マカオ側と輸出可能な牛肉の月齢制限撤廃等について合意したことから、要綱について、下記の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく
願います。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 30 か月齢以上の牛肉及び骨付き肉が輸出可能となったこと。
- 2 改正後の要綱の施行日は、令和2年6月8日とすること。
- 3 マカオへ輸出される牛肉に添付する食肉衛生証明書は、令和2年6月7日までの日付で発行されるものについては、従前の別紙 M0-A1 の別紙様式5により発行し、令和2年6月8日以降の日付で発行される食肉衛生証明書より切替えを行うこと。